

大東建託「街の幸福度ランキング 2025<<ふくしま県版>>」で、

石川町が第1位に選ばれました！

令和8年度

石川町子育て世帯・



若者世帯住宅取得支援事業補助金

子育て世帯 & 若者世帯の住宅取得をサポートします！

子育て世帯の居住安定の確保と若者世帯の定住促進を図り、人口の減少を抑制するとともに、活力あるまちづくりを推進するため、子育て世帯・若者世帯の住宅取得を支援する補助金交付制度を実施します。

■補助対象者

新築住宅の場合は所有権保存登記、建売又は中古住宅の場合は所有権移転登記が完了した日現在において、次の(1)又は(2)のいずれかの世帯で、(3)のすべてに該当する世帯

(1) 子育て世帯(18歳までの子どもを養育している又は妊婦がいる世帯)

(2) 若者世帯(夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯)

(3) 共通事項

- ① 不動産全部事項証明書において、取得した住宅の所有者または共有者であること
- ② ①の所有者が当該住宅に定住すること
- ③ 補助金交付を受けた後、当該住宅に10年以上継続して定住すること
- ④ 世帯全員に町税の滞納がないこと。
- ⑤ 世帯全員が石川町暴力団排除条例第2条第2号に規定する方でないこと。

■補助金の額

次の基本補助金と加算補助金の合算額(補助上限額は150万円)となります。

補助区分	区分	補助金額	備考
基本補助金	① 新築住宅・建売住宅	50万円	
	② 中古住宅	35万円	
加算補助金	③ 購入土地加算金	20万円	中古住宅を除く
	④ 町有分譲地購入加算	(1㎡あたり)1万円	中古住宅を除く
	⑤ 町内建設業者施行加算金	下請10万円、元請50万円	中古住宅を除く
	⑥ 子ども加算金	(1人あたり)5万円	上限20万円
	⑦ 転入世帯加算金	30万円	
	⑧ 空き家バンク加算金	20万円	石川町空き家バンク掲載物件
	⑨ ZEH住宅加算金	ZEH:20万円、ZEH+:40万円	
	⑩ 自治会加入加算金	5万円	
	⑪ 多世代同居・近居加算金	15万円	

《注意事項》

※1 購入土地とは、不動産全部事項証明書において申請者本人または共有者への所有権移転の登記原因が「売買」である土地をいいます。

※2 町有分譲地購入加算とは、町分譲地(谷津・古館住宅団地)を町から直接購入した方が対象で、この場合、購入土地加算金は対象外となります。

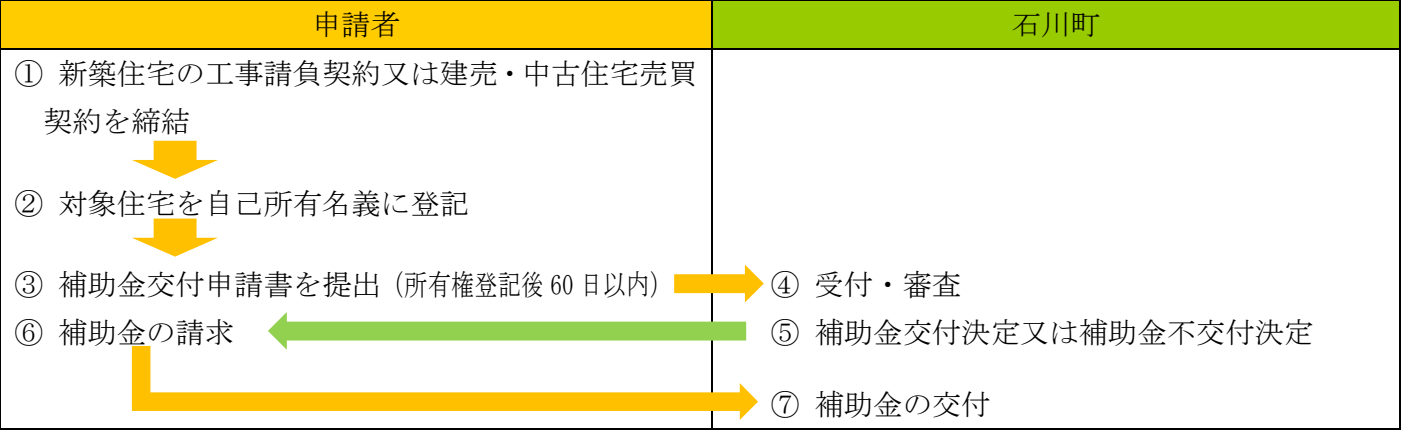
※3 子どもとは、戸籍事項証明書において18歳に達する日以降の最初の3月31日までにいる方を対象とし、胎児を含みます。

※4 自治会加入とは、石川町行政区長設置規則における行政区長を長とする自治会に加入した場合をいいます。

※5 多世代同居・近居加算とは、福島県だ実施する当該年度の福島県多世代同居・近居推進事業補助金の対象者要件を満たすものの、同補助金の交付決定を受けられない場合を対象とします。

■申請から交付までの手続きについて

取得した住宅に世帯員全員が住民登録し、その住宅の所有権保存登記又は移転登記を完了してから 60 日以内に補助金交付申請をしてください。 ※申請期限 令和 9 年 3 月 31 日



■交付申請に必要な添付書類

☒	添付書類	新築	建売	中古
	工事請負契約書の写し	○		
	売買契約書の写し		○	○
	建物の所有権保存登記の写し	○		
	所有権移転登記の写し		○	○
	建築基準法第 7 条第 5 項に規定する検査済証の写し	○	○	
	戸籍全部事項証明書 （妊婦の場合は、母子手帳の写し又は妊婦支援給付金 2 回目の交付決定通知もしくは胎児数が確認できる医師による証明書）	○	○	○
	戸籍の附票（転入世帯の場合）	○	○	○
	土地の売買契約書及び所有権移転登記の写し（土地購入加算の場合）	○	○	
	登録住宅性能評価機関等の第三者認証機関が発行する省エネ性能表示による認証等（Z E H住宅加算の場合）又は省エネルギー性能表示評価証明書（B E L S）（Z E H＋住宅加算の場合）	○	○	○
	町内建設業者の施工を証明できる書類の写し（町内建設業者建築加算金該当の場合のみ）	○	○	
	自治会加入証明書（自治会加入加算の場合）	○	○	○
	福島県多世代同居・近居推進事業補助金の落選を確認できる書類	○	○	○

■申請及び問い合わせ先

石川町役場 都市建設課 都市整備係

電話 0247-26-9131 メール toshiseibi@ishikawa.fukushima.jp

様式のダウンロード
はこちら

